

財政健全化判断指標

財政健全化判断指標とは

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下「健全化法」という。)に基づき算出する健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)に、公営企業の資金不足比率をあわせた5つの指標をいう。

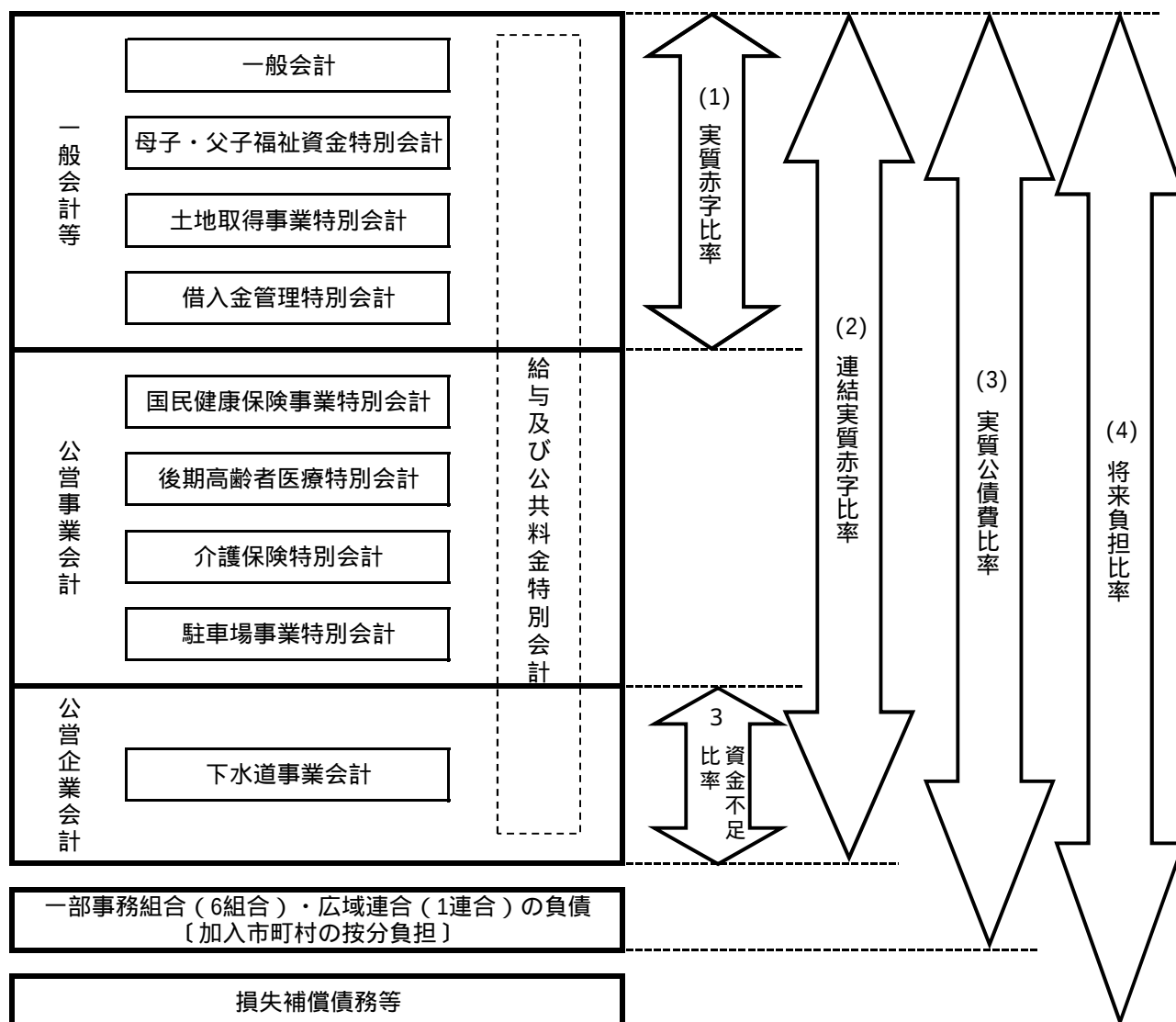
健全化法は、地方公共団体の財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図ることを目的として、平成21年(2009年)4月から本格施行されたもので、ここに定められた基準を超えると、国から以下の計画の策定が義務づけられ、自主的な改善努力による、財政の早期健全化を図らなければならない。

- ・早期健全化基準を超える場合・・・「財政健全化計画」
- ・財政再生基準を超える場合・・・「財政再生計画」
- ・経営健全化基準を超える場合・・・「経営健全化計画」

健全化判断比率及び資金不足比率は、健全化法に基づき議会への報告及び公表が義務づけられている。

【財政健全化判断指標】

1 対象とする会計



2 健全化判断指標

区 分			令和4年度 (2022)	令和3年度 (2021)	早期健全化 基準 ^a	財政再生 基準 ^b
健全化判断比率	再生判断比率	(1) 実 質 赤 字 比 率	- %	- %	11.25%	20%
		(2) 連 結 実 質 赤 字 比 率	- %	- %	16.25%	30%
		(3) 実 質 公 債 費 比 率 (3 か 年 平 均)	- 0.4%	- 0.6%	25%	35%
	(4) 将 来 負 担 比 率		- %	- %	350%	
3 資 金 不 足 比 率 (下 水 道 事 業)			- %	- %	経営健全化 基準 20% ^c	

a 財政健全化計画を定めなければならない基準

b 財政再生計画を定めなければならない基準

c 経営健全化計画を定めなければならない基準

算式の[]数値は、本市の令和4年度（2022年度）決算数値
単位は千円

(1) 実質赤字比率（一般会計等）

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。
実質赤字とは、形式収支（歳入 - 歳出）から翌年度に繰り越すべき財源を控除した実質収支が赤字の場合をいう。

算式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\begin{matrix} [0] \\ \text{繰上充用額} \end{matrix}^2 + \left(\begin{matrix} [0] \\ \text{支払繰延額} \end{matrix}^3 + \begin{matrix} [0] \\ \text{事業繰越額} \end{matrix}^4 \right)}{\begin{matrix} \text{標準財政規模} \\ 5 \end{matrix}}$$

[- %] 1 [113,342,333]

1	計算結果が0%以下のときは - %
2 繰上充用額	歳入不足のため、翌年度の歳入を繰り上げて充てた額
3 支払繰延額	実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
4 事業繰越額	実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額
5 標準財政規模	自治体の一般財源の標準的な大きさを示したもの。普通交付税の算定に用いる市税収入額、地方譲与税及び利子割などの各種交付金に普通交付税と臨時財政対策債発行可能額を加えた額

(2) 連結実質赤字比率（全会計）

公営企業や国民健康保険事業などの公営事業を含めたすべての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。

算式

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\begin{matrix} [0] \\ \text{実質赤字を} \\ \text{生じた会計の} \\ \text{実質赤字の} \\ \text{合計額} \end{matrix} + \begin{matrix} [0] \\ \text{資金不足を} \\ \text{生じた公営} \\ \text{企業会計の} \\ \text{資金不足額} \end{matrix} - \left(\begin{matrix} [7,976,987] \\ \text{実質黒字を} \\ \text{生じた会計の} \\ \text{実質黒字の} \\ \text{合計額} \end{matrix} + \begin{matrix} [2,401,393] \\ \text{資金剰余を} \\ \text{生じた公営} \\ \text{企業会計の} \\ \text{資金剰余額} \end{matrix} \right)}{\begin{matrix} \text{標準財政規模} \\ 5 \end{matrix}}$$

[- %] 1 [113,342,333]

(全会計の実質収支額)

(単位 千円)

区 分		歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出 差引額 C (A - B)	翌年度に繰り 越すべき財源 D	実質収支額 C - D
一般会計等	一般会計	237,324,277	228,173,633	9,150,644	3,127,885	6,022,759
	母子・父子福祉資金特別会計	237,264	99,144	138,120	138,120	0
	土地取得事業特別会計	79,208	79,208	0		0
	借入金管理特別会計	30,486,883	30,486,883	0		0
	小 計	268,127,632	258,838,868	9,288,764	3,266,005	6,022,759
公営事業 会計	国民健康保険事業特別会計	57,274,390	56,793,331	481,059		481,059
	後期高齢者医療特別会計	15,805,642	15,738,984	66,658		66,658
	介護保険特別会計	45,703,697	44,299,810	1,403,887		1,403,887
	駐車場事業特別会計	212,493	158,829	53,664	51,040	2,624
	給与及び公共料金特別会計	32,730,732	32,730,732	0		0
	小 計	151,726,954	149,721,686	2,005,268	51,040	1,954,228
計		419,854,586	408,560,554	11,294,032	3,317,045	7,976,987

(単位 千円)

区 分		流動資産 A	流動負債 B	B のうち建 設改良費等 に係る企業債 C	算入地方債 D	資金不足・ 剰余額 A - (B - C) - D
公営企業 会計	下水道事業会計	4,015,504	6,870,092	5,255,981	0	2,401,393

(単位 千円)

区 分	実質収支額及び 資金不足・剰余額 合計
全 会 計	10,378,380

(3) 実質公債費比率

一般会計等が1会計年度に負担した元利償還金及び準元利償還金の一般財源額の標準財政規模に対する比率。

この比率が、18%を超えると起債許可団体になり、35%を超えると災害復旧事業等を除き起債が制限される。

$$\begin{array}{l}
 \text{算式} \\
 \text{実質公債費比率} \\
 \text{（単年度）} \\
 \text{[-0.25900\%]}
 \end{array}
 = \frac{
 \begin{array}{l}
 \text{〔12,600,434〕} \\
 \text{（市債の元利償還金} \\
 \text{〔1,400,390〕} \\
 \text{+ 準元利償還金} \\
 \text{〔3,260,968〕} \\
 \text{（特定財源} \\
 \text{〔11,004,907〕} \\
 \text{+ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \\
 \text{）}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{l}
 \text{標準財政規模} \\
 \text{〔113,342,333〕}
 \end{array}
 - \frac{
 \begin{array}{l}
 \text{元利償還金・準元利償還金に係る} \\
 \text{基準財政需要額算入額} \\
 \text{〔11,004,907〕}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{l}
 \text{標準財政規模} \\
 \text{〔113,342,333〕}
 \end{array}
 }$$

6 準元利償還金	満期一括償還市債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合における1年当たりの元金償還金相当額
	一般会計等から一般会計等以外の特別会計及び公営企業会計への繰出金のうち、市債の償還の財源に充当されたと認められるもの
	一部事務組合等への負担金のうち、組合等が起こした地方債の償還財源に充当されたと認められるもの
	大規模な住宅建設に関連して地方公共団体に代わって都市再生機構等が行った公共施設等の建設及び総合体育館の建設に係る割賦支払い並びに社会福祉法人が行った特別養護老人ホーム等の建設に係る補助のため設定した債務負担行為等に基づく支出額
	一時借入金の利子
7 特定財源	国・都からの支出金
	貸付金の財源として発行した市債に係る貸付金の元利償還金
	市営住宅建設事業の財源として発行された市債償還額に充当された市営住宅使用料
	都市計画事業の財源として発行された市債償還額に充当された都市計画税
	その他の特定財源

$$\begin{array}{l}
 \text{実質公債費比率} \\
 \text{（3か年平均）} \\
 \text{[-0.4\%]} \quad 8
 \end{array}
 = \frac{
 \begin{array}{l}
 \text{〔-1.02392\%〕} \\
 \text{令和2年度} \\
 \text{（2020年度）} \\
 \text{〔-0.08108\%〕} \\
 \text{令和3年度} \\
 \text{（2021年度）} \\
 \text{〔-0.25900\%〕} \\
 \text{令和4年度} \\
 \text{（2022年度）}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{l}
 \text{実質公債費比率} \\
 \text{〔-0.4\%〕} \quad 8
 \end{array}
 + \frac{
 \begin{array}{l}
 \text{〔-0.08108\%〕} \\
 \text{令和3年度} \\
 \text{（2021年度）} \\
 \text{〔-0.25900\%〕} \\
 \text{令和4年度} \\
 \text{（2022年度）}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{l}
 \text{実質公債費比率} \\
 \text{〔-0.4\%〕} \quad 8
 \end{array}
 + \frac{
 \begin{array}{l}
 \text{〔-0.25900\%〕} \\
 \text{令和4年度} \\
 \text{（2022年度）}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{l}
 \text{実質公債費比率} \\
 \text{〔-0.4\%〕} \quad 8
 \end{array}
 }$$

8	3か年平均の算出方法は、年度ごとに四捨五入をせず、計算結果そのままを3か年加え、3か年で除し、小数第1位未満を切捨てる。
---	--

(実質公債費比率の内訳)

(単位 千円)

区 分		令和4年度 (2022)	令和3年度 (2021)	令和2年度 (2020)
市 債 償 還 金 A	公 債 費	12,600,434	12,231,981	11,649,716
6 準 元 利 償 還 金 B	満期一括償還に係る公債費	0	0	0
	特別会計及び公営企業会計への繰出金 (下水道の公債費充当分)	646,425	594,892	465,378
	一部事務組合負担金 (東京たま広域資源循環組合の公債費負担分)	4,237	4,567	75,359
	公債費に準ずる債務負担行為 (ニュータウン学校施設取得・総合体育館整備等)	749,728	887,574	886,010
	一時借入金利子	0	0	1,266
	準元利償還金 計	1,400,390	1,487,033	1,428,013
7 特 定 財 源 C	国都支出金 (東京都多摩ニュータウン関連公益施設整備費償還費補助金)	483,789	499,862	555,744
	貸付金償還金	0	0	0
	市営住宅使用料	172,019	167,694	188,476
	都市計画税	2,605,160	2,165,562	2,278,566
	その他の特定財源	0	0	0
	特定財源 計	3,260,968	2,833,118	3,022,786
元 利 償 還 金 ・ 準 元 利 償 還 金 に 係 る 基 準 財 政 需 要 額 算 入 額 D		11,004,907	10,970,439	11,070,404
標 準 財 政 規 模 E		113,342,333	115,235,486	110,243,791
実 質 公 債 費 比 率 (単 年 度) F { (A + B) - (C + D) } / (E - D) × 100		-0.25900%	-0.08108%	-1.02392%
8 実 質 公 債 費 比 率 (3 か 年 平 均)		-0.4%	-0.6%	-0.9%

注 区分欄の()は、本市の令和4年度(2022年度)決算内容

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

$$\begin{array}{lcl}
 \text{算式} & \begin{array}{c} [164,852,305] \\ \text{9} \\ \text{将来負担額} \end{array} & - \left(\begin{array}{c} [40,473,578] \\ \text{10} \\ \text{充当可能} \\ \text{基金額} \end{array} + \begin{array}{c} [35,089,444] \\ \text{11} \\ \text{特定財源} \\ \text{見込額} \end{array} + \begin{array}{c} [119,331,919] \\ \text{市債現在高等に係る} \\ \text{基準財政需要額算入見込額} \end{array} \right) \\
 \text{将来負担比率} & = & \frac{\text{将来負担額}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \\
 \text{[- \%]} & \text{1} & \frac{[164,852,305]}{[113,342,333] - [11,004,907]}
 \end{array}$$

9 将来負担額	一般会計等の当該決算年度末における市債現在高
	大規模な住宅建設に関連して地方公共団体に代わって都市再生機構等が行った公共施設等の建設及び総合体育館の建設に係る割賦支払い並びに社会福祉法人が行った特別養護老人ホーム等の建設に係る補助のため設定した債務負担行為等に基づく支出額
	一般会計等以外の会計の市債の元金償還に充当する一般会計等の負担見込額
	一部事務組合等の地方債の元金償還に係る負担見込額
	退職手当支給予定額のうち、一般会計等負担見込額
	損失補償等による負担見込額
	連結実質赤字額 一部事務組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
10 充当可能基金額	地方自治法第241条に定める基金（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則第16条の規定に基づくもの）
11 特定財源見込額	国・都からの支出金
	貸付金の財源として発行した市債に係る貸付金の元金償還金
	市営住宅建設事業の財源として発行された市債償還額に充当される市営住宅使用料
	都市計画事業の財源として発行された市債償還額に充当される都市計画税 その他の特定財源

(将来負担比率の内訳)

(単位 千円)

区	分	令和4年度 (2022)	令和3年度 (2021)	増減額
9 将来負担額 A	一般会計等市債現在高	137,706,927	140,230,062	2,523,135
	公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出 予定額(ニュータウン学校施設取得・総合 体育館整備等)	2,754,782	3,727,310	972,528
	特別会計及び公営企業会計への繰出見込額 (下水道の償還見込額)	4,294,683	11,668,658	7,373,975
	一部事務組合等負担見込額 (東京たま広域資源循環組合の償還見込 額)	26,173	30,806	4,633
	退職手当負担見込額 (2,619人分)	20,069,740	20,261,998	192,258
	損失補償等による負担見込額	0	0	0
	連結実質赤字額	0	0	0
	一部事務組合等連結実質赤字額	0	0	0
	将来負担額 計	164,852,305	175,918,834	11,066,529
10 充当可能額 B	財政調整基金、減債基金等	40,473,578	33,113,813	7,359,765
11 特定財源 C	国都支出金 (東京都多摩ニュータウン関連公益施設整 備費償還費補助金)	609,809	1,302,349	692,540
	貸付金償還金	0	68,279	68,279
	市営住宅使用料	1,742,295	1,905,475	163,180
	都市計画税	32,737,340	36,480,290	3,742,950
	その他の特定財源	0	0	0
	特定財源見込額 計	35,089,444	39,756,393	4,666,949
市債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 D		119,331,919	124,539,779	5,207,860
標準財政規模 E		113,342,333	115,235,486	1,893,153
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 F		11,004,907	10,970,439	34,468
1 将来負担比率 { A - (B + C + D) } / (E - F) × 100		-%	-%	-

注 区分欄の()は、本市の令和4年度(2022年度)決算内容

3 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率。
本市では、下水道事業会計が該当する。

算式

[0]

12

資金の不足額

資金不足比率 =

事業の規模

[8,525,811]

14

[- %]

1

12 資金の不足額	(流動資産 - 流動負債 + 流動負債のうち建設改良費等に係る企業債 - 算入地方債) - 解消可能資金不足額 13
13 解消可能 資金不足額	事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の 事業がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額
14 事業の規模	営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額